



2025 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 スズキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 俊宏
(コード：7269、東証プライム市場)
問合せ先 常務役員 財務本部長 河村 了
(TEL. 053-440-2032)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 7 日付けで、会社法第 370 条及び当社定款第 26 条に基づく取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）を行うことについて、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、創業の精神、社是及び 3 つの行動理念（小・少・軽・短・美、現場・現物・現実、中小企業型経営）を実践し、モビリティを軸にお客様の生活をより良くしていく、生活を支えていく商品・サービスの提供を通じて、お客様の生活に密着したインフラモビリティ、そのものとなることを目指しております。2025 年 2 月 20 日に公表いたしました現中期経営計画では、「By Your Side」をコーポレートスローガンに、お客様の立場になった製品・サービスづくりと、進出国・地域とともに成長するというスズキらしい解決策に取り組み、持続的な成長によって企業価値の向上を目指してまいります。

当社の目指す姿を実現するために、重要方針の一つとしてコーポレートガバナンスの強化を掲げております。コーポレートガバナンス・コード 83 原則を基準とした、スズキの経営品質・競争力の強化を図り、長期安定的な経営の実現に向け、適切なガバナンス基盤の上でお客様を含む全てのステークホルダーと共に持続的な成長を図ります。

かかる状況下で、昨今の株式市場における政策保有株式を見直す動きも踏まえ、当社株式を政策保有株式として保有している一部の株主と継続的な議論を重ねてまいりました。この度、当該株主のご理解を得られたことを受け、当社株式の円滑な売却機会を提供しながら、当社が主体となって能動的に株主構成の再構築を図るため、本売出しの実施を決定いたしました。

本売出しを通じて、現中期経営計画をはじめとする当社の理念やビジョン、成長戦略に対する理解を深めていただく機会となることを期待しております。また、個人投資家の方々を中心に、当社の長期的な成長戦略をご支援いただける幅広い投資家の方々に当社株式を保有いただき、当社のファンとなるような株主層の拡充を図ります。資本市場においても創業の原点である「お客様の立場になって」を体現して経営の高度化を図り、事業と経営の両面で現場の声を聞きながら、更なる企業価値の向上を目指します。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 95,709,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 東京海上日動火災保険株式会社 64,663,000 株
売 出 株 式 数 損害保険ジャパン株式会社 31,046,000 株
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 4 月 14 日（月）から 2025 年 4 月 16 日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（0.5 円単位として 0.5 円未満の額を切捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しとし、S M B C 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、大和証券株式会社及び三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人に全株式を買取引受けさせる。
当社普通株式を取得し得る投資家のうち、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては S M B C 日興証券株式会社が行い、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては S M B C 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及び野村證券株式会社が共同で行うものとする。
なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。また、引受人の買取引受けによる売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 2025 年 4 月 21 日（月）から 2025 年 4 月 23 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長鈴木俊宏又はその選任する代理人に一任する。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】2.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 14,356,300 株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したものであり、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 S M B C 日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、引受人の買取引受けによる売出しの事務主幹事会社である S M B C 日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より 14,356,300 株を上限として借り入れる当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長鈴木俊宏又はその選任する代理人に一任する。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 株式の売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載の通りです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、14,356,300 株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの事務主幹事会社である S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C 日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、S M B C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2025 年 5 月 16 日（金）を行使期限として貸株人より付与されます。

S M B C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から 2025 年 5 月 16 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C 日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

S M B C 日興証券株式会社がグリーンシュエーションを行使する場合には、S M B C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人から S M B C 日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

安定操作取引及びシンジケートカバー取引に関して、S M B C 日興証券株式会社はみずほ証券株式会社及び野村證券株式会社と協議の上、これらを行います。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が 2025 年 4 月 14 日（月）の場合、「2025 年 4 月 17 日（木）から 2025 年 5 月 16 日（金）までの間」
- ② 売出価格等決定日が 2025 年 4 月 15 日（火）の場合、「2025 年 4 月 18 日（金）から 2025 年 5 月 16 日（金）までの間」

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- ③ 売出価格等決定日が2025年4月16日（水）の場合、「2025年4月19日（土）から2025年5月16日（金）までの間」となります。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関し、当社株主であるトヨタ自動車株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社静岡銀行、三井住友信託銀行株式会社及び株式会社みずほ銀行は、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及び野村証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及び野村証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及び野村証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及び野村証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を表章する有価証券の発行又は売却等（株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及び野村証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。